

市第 191 号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

目次中「第72条の 2」を「第72条の 2 の 3」に改める。

第22条第 1 項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(9)の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第23条第 2 項中「第 9 号」を「第 9 号の 2」に改める。

第25条第 2 項及び第26条第 2 項中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 9 号の 2」に改める。

第 6 章中第72条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（指定催しの指定）

第72条の 2 の 2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定をしなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しの指定をしようとするときは、あらかじめ、同項の屋外での催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第 1 項の規定により指定催しの指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該指定催しを主催する者（以下「指定催しの主催者」という。）に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定催しに係る防火管理）

第72条の2の3 指定催し的主催者は、前条第 1 項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日（以下「開催日」という。）の14日前までに（開催日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後、遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘

導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関する
こと。

2 指定催しの主催者は、開催日の14日前（開催日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日）までに、前項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を消防署長に提出しなければならない。

第75条に次の1号を加える。

(7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第80条第1項に次の1号を加える。

(5) 第72条の2の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者
第81条を次のように改める。

第81条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項第9号の次に1号を加える改正規定、第23条第2項の改正規定、第25条第2項及び第26条第2項の改正規定並びに第75条に

1 号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の横浜市火災予防条例第72条の2の2及び第72条の2の3の規定は、適用しない。

提 案 理 由

対象火気器具等の取扱いに関する規定及び屋外での催しに係る防火管理に関する規定の整備を図る等のため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 5 章まで省略）

第 6 章 避難及び防火の管理等（第 60 条 — 第 72 条の 2 の 3）
第 72 条の 2

（第 6 章の 2 から第 8 章まで及び付則省略）

（液体燃料を使用する器具）

第 22 条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

(9) の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

（第 10 号から第 14 号まで及び第 2 項省略）

（固体燃料を使用する器具）

第 23 条 （第 1 項省略）

2 前項に定めるもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第 1 項第 2 号から 第 9 号の 2 までの規定を 第 9 号 準用する。

（電気を熱源とする器具）

第 25 条 （第 1 項省略）

2 前項に定めるもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで、第 9 号及び及び第 9 号

第 9 号の 2 の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第 26 条 （第 1 項省略）

2 前項に定めるもののほか、火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 9 号の 2 の規定を準用する。
及び第 9 号

（指定催しの指定）

第 72 条の 2 の 2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定をしなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しの指定をしようとするときは、あらかじめ、同項の屋外での催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第 1 項の規定により指定催しの指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該指定催しを主催する者（以下「指定催しの主催者」という。）に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定催しに係る防火管理）

第72条の2の3 指定催しの主催者は、前条第1項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日（以下「開催日」という。）の14日前までに（開催日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後、遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 指定催しの主催者は、開催日の14日前（開催日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日）までに、前項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を消防署長に提出しなければならない。

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第75条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、

その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、第 5 号にあって当該区域が 2 以上となるときは、消防長に届け出るものとする。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第 80 条 次のいずれかに該当する者は、300,000 円以下の罰金に処する。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 第 72 条の 2 の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

(第 2 項省略)

第 81 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは他の従業者が、その法人または人の業務に対し、前条の違反行為は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そも前条の罰金刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用の法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。
人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人または人については、この限りでない。